

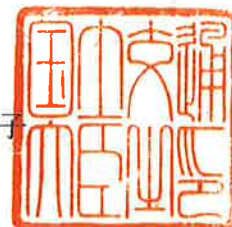


認 定 書

国住指第202号
平成15年5月28日

平岡織染株式会社
代表取締役社長 平岡義次 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-0507

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面塩化ビニル樹脂系塗装／ガラスクロス

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り